

地震火山観測研究推進協議会内規（企画部戦略室員選考委員会）

令和 7 年 4 月 1 7 日制定

（趣旨）

第 1 条 この内規は、東京大学地震研究所地震火山観測研究推進協議会（以下、「協議会」という。）内規（企画部）第 4 条第 2 項の規定に基づき、協議会企画部戦略室（以下「戦略室」という。）構成員候補者の選考について定める。

（選考委員会）

第 2 条 選考委員会は、協議会 1 号委員と 2 号委員の中から選ばれた 2 名とその後協議会議長が指名する 2 名の計 4 名で構成し、選考委員長は協議会議長が指名する。

2 協議会 1 号委員と 2 号委員から選ばれる選考委員は、協議会全構成員による単記無記名による投票で選出する。得票数上位の 2 名を委員とするが、得票数が同数の場合は議長により決定する。

（任務）

第 3 条 選考委員会は、大学等の戦略室員候補者を選考し、協議会に推薦する。

（改廃）

第 4 条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附 則

1 この内規は、令和 7 年 4 月 1 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 地震・火山噴火予知研究協議会内規（企画部戦略室員選考委員会）（平成 2 6 年 5 月 1 5 日制定）は廃止する。なお、廃止される地震・火山噴火予知研究協議会内規（企画部戦略室員選考委員会）の制定および改定の経緯は以下のとおりである。

平成 2 6 年 5 月 1 5 日制定

平成 2 8 年 4 月 2 8 日改定

令和 3 年 4 月 2 8 日改定